

◆◆令和2年度 簡易保育園保育料補助金申請の手引き◆◆

事業の概要

市川市では、認可外保育施設(以下「簡易保育園」という)に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

対象施設

児童福祉法第59条の2による設置届を提出している施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)、事業主等がその雇用者のために設置した保育施設、企業主導型保育事業制度に基づいて設置した保育施設は、対象になりません。

補助金対象者

★補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

1. 市川市に住民登録されていること。
2. 保護者のいずれもが、就労等により月64時間以上お子さんを保育できない状況にあること。
3. 月又は年単位で契約し、月極の保育料を園に納め、簡易保育園にお子さんを預けていること。
4. 認可保育園等の保育料に未納が無いこと

補助の要件について

★保護者のいずれもが、下記の要件が必要となります。

要 件		提出書類等
就 労	月 64 時間以上の労働することを常態としていること。	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書(働いている方一人につき一部) ※雇用契約期間がある場合、更新の都度、就労証明書の提出が必要となります。(変更等承認申請書と一緒に提出) ※個人事業主(自営)の場合は、就労証明書と併せて下記の書類が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・開業1年未満の方 = 開業届の写し ・開業1年以上の方 = 開業届の写しまたは直近の確定申告書写し ※育児休業を取得中に入園された場合、入園された翌月10日までに復職された方は、入園月から対象となりますので、復職証明書の提出が併せて必要となります。
出 産	出産予定月をはさんで、前後2ヶ月ずつの合計5ヶ月間が対象。 例:6月出産予定の場合 4月←5月←6月→7月→8月 ←----->	<ul style="list-style-type: none"> ●母子手帳写し(表紙及びの分娩予定日記載ページ)
疾病障害		<ul style="list-style-type: none"> ●診断書(市指定用紙)または障害者手帳のコピー
介護看護		<ul style="list-style-type: none"> ●介護・看護・付添状況申告書および診断書(市指定用紙)等
災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明書等
求職活動	2ヶ月間を対象。その後は、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●求職活動申告書(市指定用紙)

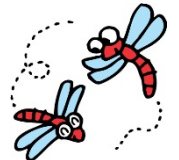
就学	学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が 64 時間以上であること。	●在学証明書および時間割(カリキュラム)
虐待やDVのおそれ		●関係機関からの証明書
育児休業	上のお子様を簡易保育園に預け、下のお子さんの育児休業を取得されている場合。 ※最大で下のお子様の育児休業期間終了日の月末までが交付対象期間。	●就労証明書 (当初は月 64 時間の就労も確認するため、就労証明書をご提出してください。その後、育児休業を延長された場合は、育児休業証明書をご提出ください。) ※最大: 下のお子様の育児休業期間終了日の月末まで対象であり、その後は復職していただくことが必要となります。)

補助金額について

★月の補助金額が保育料の月額を超えるときは、当該保育料の月額までとなります。

	クラス年齢	令和元年度市民税所得割額	補助金額
補助金額	3歳未満児 (市民税の所得割額課税世帯※1)	～48,600円未満	月/28,000円
		48,600円～97,000円未満	月/24,000円
		97,000円以上	月/21,000円
	3歳未満児 (非課税世帯※1)	子育てのための施設等利用給付の対象になります。 別途申請手続きが必要です。	
3歳以上児	※第3子以降の補助金加算は対象です。詳しくは「第3子以降の補助金加算について」をご覧ください。		

※1 4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税で補助金額を決定します。
父母の収入が一定額以下の場合、同居している祖父母等の市民税で補助金額を決定します。



第3子以降の補助金加算について

○下記の要件を全て満たしている場合に、通常の補助金のほか 25,000 円を限度に補助金を加算します。
(通常の補助金の要件も必要となります。)

子育てのための施設等利用給付の対象である 3 歳以上児(全世帯)、3 歳未満児(非課税世帯)も第 3 子加算補助の対象となります。対象者は、簡易保育園保育料補助金の申請が必要です。

- ① 市川市に住み、同一世帯で養育されている子のうち、18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の児童が簡易保育園に通園している。
- ② 世帯における扶養義務者の市民税所得割額の合計額が 550,000 円未満の世帯
(4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税)
- ③ 兄・姉および第 3 子以降の児童に認可保育園保育料等の滞納がないこと

○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。(加算額は 25,000 円が限度)

例1) 1 歳児、月 40,000 円で簡易保育園に入園している第 3 子の加算補助金額は?
保育料: 月 40,000 円ー通常の補助金: 21,000 円=19,000 円: 加算補助金額

例2) 4 歳児、月 40,000 円で簡易保育園に入園している第 3 子の加算補助金額は?
保育料: 月 40,000 円ー子育てのための施設等利用給付金: 37,000 円=3,000 円: 加算補助金額

申請について

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口、および市内各簡易保育園にあります。市川市役所ホームページ(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1521000001.html>)からもダウンロードできます。

申請書類		
①簡易保育園保育料補助金交付申請書(市指定)	世帯構成状況は、住民票の同別に限らず同居している場合は、ご家族全員をご記入ください。(お子さん一人につき一部)	
②通園証明書(市指定)	保育園にて、ご記入していただく書類です。(お子さん一人につき一部)	
③お子さんを保育できないことの証明(保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫	
④その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書(市指定) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
	ひとり親世帯(予定)	世帯状況申立書(市指定) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等)(コピー可)
	保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー
⑤市民税・県民税課税(非課税)証明書または納税通知書	《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫 ◆同居の祖父母(父母が住民税非課税の場合) 【A】令和2年4月～令和2年8月利用分を申請の場合 平成31年1月1日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和元年度分の課税証明書等をご提出ください。 【B】令和2年9月～令和3年3月利用分を申請の場合 令和2年1月1日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和2年度分の課税証明書等をご提出ください。	

《記入上の注意事項》

- 保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記入ください。
- 申請書裏面の振込先口座は、記入漏れ等がないようにご記入ください。
- 第3子加算の対象となる方は、「簡易保育園保育料補助金交付申請書」裏面の最後の部分「第3子以後の保育料加算分について」の欄をご記入ください。
※状況を確認して、要件を満たしていない場合には、第3子以降の補助金は加算されません。

上記、必要書類を揃えて

市内の簡易保育園に入園されている方は、保育園にご提出ください。

市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市役所こども施設入園課、又は、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。

(ご郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 こども施設入園課宛までお送りください。)

請求手続きについて

○内容

- 1、補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」を各保育園に記入依頼をします。
保育園よりお子様の保育料を納めている事、通園されている事の実績報告を受け請求手続きが完了となります。
- 2、「実績報告書兼交付請求書」は3カ月に一回(四半期毎)、各保育園に依頼します。



申請書提出日及び振込月等について

四半期	対象月	申請書提出期限	支払予定日
第1期	4月、5月、6月	令和2年6月30日	令和2年9月下旬
第2期	7月、8月、9月	令和2年9月30日	令和2年12月下旬
第3期	10月、11月、12月	令和2年12月28日	令和3年3月下旬
第4期	1月、2月、3月	令和3年3月31日	令和3年5月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込み日等のお知らせは、各保育園に掲示いたします。



※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和3年3月31日以降)に前年分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

申請後に状況等が変わった場合について

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項目	提出書類	
住所等が変わった場合	変更等承認申請書	
勤務先の変更	変更等承認申請書(前退職日を記載)	就労証明書(新しい勤務先)
雇用期間の更新をした場合	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書(退園日を記載)	
振込先口座の変更	振込指定口座変更届	
簡易保育園を変更した場合	簡易保育園保育料補助金交付申請書 及び 新しい保育園の通園証明書	

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります。 ★★

- ①市川市外に転出したとき。
- ②簡易保育園を退園したとき。
- ③仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなったとき。

Q&A

Q 育児休業から復職するために簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

A 入園された月の翌月10日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職証明書をご提出ください。

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けておりますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休暇、育児休業を取るようになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？

A 下の子の産前・産後休暇、育児休業の期間(下の子の育児休業期間終了日の月末まで)も、上の子の補助金は交付します。(平成 29 年 10 月 18 日施行)
また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヵ月ずつ合計5ヵ月間は出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、退職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか？

A 求職期間中は、2ヵ月間は補助金の対象となります。
2ヵ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。